ウ　被害防除対策

被害防除対策は、被害の未然防止を図るための基本的な手段であり、また、個体群管理や生息環境管理の効果を十分なものとするうえで不可欠な手段であることから、これらの施策と連携を図りつつ実施するものとする。具体的な内容としては、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を、対象地域や鳥獣の特性を考慮しつつ、地域の関係機関・部局や関係者の協力を得て実施するものとする。

なお、侵入防護柵等の設置については、地域が一体となって、現地の状況に応じて、構造の改良や組合せ等により効果的な実施に努めるとともに、維持管理の徹底を図るものとする。

7　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣であって、第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を達成するために、都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合においては、あらかじめ、第二種特定鳥獣管理計画において、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項として、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者等を定めるものとする。

⑴　指定管理鳥獣捕獲等事業の目的

当該鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に対する被害の動向、当該都道府県内における当該鳥獣の捕獲数及び生息数の動向（個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測等）、当該鳥獣の生息数と被害の関連性等の観点から、第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するに当たって、既存の個体群管理のための事業に加えて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することが必要な場合に実施するものとする。

⑵　実施期間

実施期間については、原則として第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で定めるものとし、また、原則として１年以内とするものとする。なお、実施期間については対象鳥獣の生態、地域の実情等に応じて適切な期間で設定するものとし、必要に応じて年度をまたぐことも想定される。

⑶　実施区域

実施区域については、指定管理鳥獣捕獲等事業の対象とする地域名を定めるものとする。

⑷　指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

指定管理鳥獣捕獲等事業の目標については、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づく捕獲等の効果等を検証・評価できるよう、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数等を過去の捕獲等の実績、個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測等に基づき定めるものとし、必要に応じて、生息数や生息密度、生息域、被害量等についても目標を定めても差し支えないものとする。なお、目標については、第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標との関係を明確にするとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業の進捗状況や達成度を評価できるよう、具体的に定めるよう努めるものとする。

⑸　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価については、第二種特定鳥獣管理計画と整合を図るよう留意し、実施の時期、方法等を簡潔に定めるものとする。

⑹　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者については、実施する都道府県又は国の機関を定めるものとする。

8　計画の記載項目及び様式

計画に記載する項目は、次のとおりとする。ただし、地域の実情に応じ、適宜記載項目を追加して差し支えないものとする。

⑴　第一種特定鳥獣保護計画の記載項目

1　計画策定の目的及び背景
2　保護すべき鳥獣の種類
3　計画の期間
4　第一種特定鳥獣の保護が行われるべき区域
5　第一種特定鳥獣の保護の目標
　⑴　現状
　　①　生息環境
　　②　生息動向及び捕獲等又は採取等の状況
　　③　被害等及び被害防除状況
　　④　その他
　⑵　保護の目標
　⑶　目標を達成するための施策の基本的考え方
6　第一種特定鳥獣の捕獲等に関する事項
7　第一種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
　⑴　生息環境の保護
　⑵　生息環境の整備
8　その他第一種特定鳥獣の保護のために必要な事項

被害防止対策、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。

⑵　第二種特定鳥獣管理計画の記載項目

1　計画策定の目的及び背景
2　管理すべき鳥獣の種類
3　計画の期間
4　第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域
5　第二種特定鳥獣の管理の目標
　⑴　現状
　　①　生息環境
　　②　生息動向及び捕獲等又は採取等の状況
　　③　被害等及び被害防除状況
　　④　その他
　⑵　管理の目標
　⑶　目標を達成するための施策の基本的考え方
6　第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項
　（指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は当該事業の実施に関する事項）
7　第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
　⑴　生息環境の保護
　⑵　生息環境の整備
8　その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

被害防止対策、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。